費用の３／４が
助成金で出ます！

返済不要の助成金が 最大 900万円以上

昨年度、助成金使われた企業様も一度ご相談ください

※昨年度同じ助成金を受給された場合、今年度はできない場合があります。

厚生労働省管轄の助成金を利用して、生産性向上・労働能率向上する機器類等を購入しませんか？下記の欲しいものリストに記載してください。助成金が利用できるか（どの助成金を使用したら良いか）を当事務所が診断をさせていただきます。

（すでに購入したものは対象にはなりません。今後購入するものが対象となります。）

生産性向上・労働能率向上する機器類等の購入したいものリスト
購入診断レポート

・一括支払いの必要があり、リース等にはできません。
・月々のサブスクリプションなどの毎月費用発生するものは対象外になります。

	今後購入したい品目名	想定金額	導入した場合のメリット
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

貴社名			
ご担当者		連絡先	

※連絡先は、メールまたは電話番号（携帯）をご記入ください。

下記の Mail または FAX にてお送りください。

Mail送信先： 購入診断レポート受付【 info@office-yutaka.com 】
FAX送信先： 購入診断レポート受付【 052－951－5002 】

社会保険労務士法人ゆたかパートナーズオフィス
〒461-0017 名古屋市東区東外堀町60番地 AGビル5F ☎ 052-951-3005

受給するためのポイント

※原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンなどは 対象外。

◆「労務管理用ソフトウェアの導入・更新」
勤怠管理ソフトウェア等の導入・更新、事業場独自の勤怠管理ソフトウェアの開発（自社開発を 除く）、勤怠管理ソフトウェアと連携し労働者のパソコンの使用を制御するソフトウェアの導入等。

◆「労務管理用機器の導入・更新」
労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を記録することができるタイムレコーダー、ICカード、ICカードの読取装置等の導入・更新。

◆「デジタル式運行記録計の導入・更新」
車載機器として、車載器本体、記録媒体（メモリーカード等）等の購入、事業場用機器として、読取装置（メモリーカードリーダー等）、分析ソフトウェア等の導入・更新。これらの機器は、国 土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）の型式指定を受けている機器等又は国土交通大 臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器であること。なお、型式指 定を受けている機器を使用するために必要な、「専用」のセンサー、ハーネス、ソフトウェアについても助成の対象として差し支えない。

◆「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新」
労務管理用機器、労務管理用ソフトウェア、デジタル式運行記録計、テレワーク用通信機器のいずれにも該当しない、労働者が直接行う業務負担を軽減する、または生産性向上により労働時間の 縮減に資する設備・機器等の導入・更新。

（購入物例）

POS装置を導入し在庫管理の負担を軽減する （小売業）
自動食器洗い乾燥機を導入し食器洗い作業の負担を軽減する （飲食店）
成分分析計を携帯型のものに更新し作業場と事務所間の移動時間を削減する （製造業）
入出荷システムを導入し入出荷と在庫管理を連動させ業務の効率化を図る （倉庫業）
ダンプカーを追加導入し待ち時間を削減することで時間外労働を縮減する （建設業）
業務システムを導入し生徒の成績管理等の業務の効率化を図る （学習塾経営）
美容機器を更新し複数の施術を1台で行うことで移動時間を削減する （美容業）
3DCAD専用機を導入し作図に要する時間を縮減する （設計業）

VPN装置付きサーバーを導入し業務の効率化を図る （運送業）
デリバリー用バイクを購入し時間外労働を縮減する （飲食業）
弁当の配達用のハイエースバンを購入し時間外労働を縮減する（飲食業）
自動軽量機を導入し時間外労働を縮減する （薬局）
授業のWEB管理システムを導入し業務の効率化を図る （教育業）
デンタルチェアを導入し時間外労働を縮減する （歯科医師業）
顧客管理システム導入をし業務の効率化を図る（製造業、運送業など）
ミートスライサーやミートミンチ機を導入し業務の効率化を図る（飲食業、小売業）
ワンマン測量機を導入し時間外労働を縮減する（土地家屋調査士事務所、建設業）

など

費用の３／４が助成金で出ます！